

令和5年度 公益財団法人亀岡市スポーツ協会
スポーツ教室事業補助金交付事務処理要項

(要旨)

市民にスポーツを親しむ機会を提供するため、スポーツ教室等を実施し、生涯スポーツの普及振興と健康増進を図ることを目的とした事業に対し、この要項により予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業の概要)

1. 補助対象 事業スポーツ教室の開設
(開設時間数10時間以上の事業、参加人数15人以上)
2. 参加対象 亀岡市民
3. 補助対象団体 令和4年度賛助会員の競技団体及び地域団体
(5団体)
4. 事業実施期間 令和5年4月1日から令和6年2月29日まで
5. 補助金交付額 **総事業費の2分の1とし、20,000円を限度とする。**

(交付申請)

補助金の交付を受けようとする団体は、別に定める補助金交付申請書(スポーツ教室様式)を当該年度の5月28日(日)までに会長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

会長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し適当と認めた場合は、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

基本は、3年連続で補助金交付を受けている団体は、4年連続では交付を受けることはできないとする。

(事業補助金の辞退)

事業補助金交付申請書の提出後、事業内容の変更やコロナウィルス感染症に係る中止や雨天のため事業が中止となった場合等は、補助金の交付はできないものとする。その場合、直ちに補助金辞退届(様式-1)を出さなければならない。

(実績報告)

補助事業完了後1ヶ月以内に、別に定める実績報告書(スポーツ教室様式)を会長に提出しなければならない。

6. 証拠書類の整備について

証拠書類（領収証）は下記の「支出科目の説明・整備要項」を参照のうえ、科目ごとに完備し、各団体において5年間保管して下さい。なお、実績報告書には領収証の写しを添付して下さい。

【支出科目の説明・整備要項】

科 目	説 明	証 拠 書 類
会 議 費	会議等の茶菓子代 一人当たり@500円程度	業者の発行する領収証 *補助金対象外
通 信 運 搬 費	切手、はがき等 用具、器具等運搬費	購入業者の発行する領収証 業者の発行する領収証
消 耗 品 費	教室開催に伴う消耗品	購入業者の発行する領収証
印 刷 製 本 費	印刷代等	業者の発行する領収証
使用料及び賃借料	会場使用料、用具・器具使用料、 会議室使用料	利用施設管理者及び所有者の 発行する領収証
保 険 料	傷害保険料	業者の発行する領収証
諸 謝 金	競技役員 @2,000円 競技補助員 @1,000円 医師 @20,000円 看護師 @10,000円 *上記の単価を目安とする。	個人領収証 *自署、記名押印のこと
雑 費	上記項目以外の費用	業者の発行する領収証 *補助金対象外

* 領収証等の宛名の記載漏れに注意。（感熱紙でも記載してください。）

* 領収証の但し書きの記載漏れに注意。（必ず記載してください。）

* 飲食代は、すべて対象外とします。